

市内の小売業/飲食サービス業の方の事業継続を支援するため、  
店舗の賃料の一部を補助します。

# 新型コロナウイルス感染症対策 緊急賃料補助！

対象事業者	令和2年4月1日から5月31日までの期間に、 10日以上休業や時間短縮営業した小売業・飲食サービス業で、 鶴岡市内に本店を有する中小企業または小規模事業者
対象賃料	令和2年5月請求分の店舗又はその敷地の賃料（1か月分）
補助額	1店舗につき上限10万円（賃料月額8割） （1事業者あたり5店舗まで、上限50万円）
申請期間	令和2年5月13日（水）から 令和2年6月30日（火）まで
必要な書類等	1 交付申請書兼請求書 2 店舗又はその敷地に係る賃貸借契約書の写し 3 本人確認書類の写し（個人の場合） 4 その他（誓約書兼同意書、振込口座が確認できる書類等）

## 【申請方法】

- 申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて郵送で申請してください。

- 郵送先

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市役所 都市計画課 宛

「店舗賃料補助申請」在中と朱書き願います。



申請書は鶴岡市ホームページからダウンロードできます。

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部 社会対応部

問合せ先 鶴岡市役所 建設部 都市計画課

電話: 0235 (25) 2111 内線464、493

電子メール: tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp